

区営住宅等の使用者資格の改正内容について

平成 30 年 2 月定例議会にて、区営住宅等の使用者資格の見直しについて報告したところであるが、今般、パブリックコメントが終了したことを受け、条例を改正するものである。

1 パブリックコメントの結果

募 集 期 間 平成 30 年 3 月 30 日（金）から平成 30 年 5 月 1 日（火）まで

意見提出数 2 人

意見件数 2 件

意 見 別紙のとおり

2 改正内容

(1) 同居親族の見直し

【改正対象】文京区シルバーピア条例、文京区営住宅条例、文京区障害者住宅条例

「事実上親族と同様の事情にある者として規則で定める者」について、親族同等とみなして区営住宅等の使用を認める。

ア 婚姻により生じる義務と同等の関係を有すると認められる同性者（配偶者を有する場合を除く。）

イ 児童福祉法に規定する里親に委託された児童

※ 文京区シルバーピア条例については、里親に委託された児童が年齢要件に該当しないため除く。

(2) 収入基準における特例対象者の見直し

【改正対象】文京区営住宅条例

区営住宅の入居収入基準における特例の対象となる子育て世帯について、「小学校就学前の子どもがいる世帯」から「高校終了期までの子どもがいる世帯」に要件を緩和する。

※ 「高校終了期までの子どもがいる世帯」とは、同居者に 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある者がある場合をいう。

3 今後のスケジュール（予定）

平成 30 年 6 月定例議会

8 月 1 日

各条例改正の議案上程

各条例の施行

区営住宅等の使用者資格の見直しのパブリックコメントの実施結果について

1 実施概要

| | |
|------|--|
| 募集期間 | 平成 30 年 3 月 30 日（金）～平成 30 年 5 月 1 日（火） |
| 提出者数 | 2 人 |
| 提出方法 | 電子メール 2 人 2 件 |

2 意見及び意見に対する区の考え方

| No. | 意見（原則、原文のまま） | 区の考え方 |
|-----|---|---|
| 1 | <p>今回の区営住宅等の入居基準見直しについて</p> <p>現在、同居親族が前提となっているため、LGBT を始めとする性的少数者の入居が認められていません。</p> <p>オリンピックを前に、こうした差別を撤廃していただきたく、同居親族でなくとも同性カップルでも入居できるよう使用者資格の変更を希望します。</p> <p>同性カップルかどうかの判断については、公正証書の取り交わしという方法もありますが、費用がかかります。（場合によっては双方必要）</p> <p>かといって、私たち同性カップルですと虚偽の申請をすればルームシェアとして入居ができてしまうという問題点もあります。</p> <p>同性カップルが本当にカップルなのか証明については、本人たち以外の（個人・企業含む）第 3 者を伴った結婚証明書を作成して提出をしてもらうことで当事者同士が家族として認めるような形式であれば少なくとも簡易的な虚偽の申請は防ぐことができるのではないのでしょうか。</p> <p>また、結婚証明書以外にそれぞれの住民票などの提出を求めるなどの手続</p> | <p>法律上親族関係を結ぶことができない方について、要件に該当することを区長が承認した場合、親族と同様の事情にある者とみなして区営住宅等の使用を認める見直しを行います。具体的には、同性パートナーや里親制度を利用する方を想定しています。</p> <p>なお、承認にあたり、提出していただく書類につきましては、他の方と同様に、住宅の困窮を証明する書類や収入を証明する書類等とともに、なりすまし等の不正行為を防止するべく、今回の見直しの対象となる方には、入居時に公的な書類の提出を求めることといたします。</p> |

| No. | 意見（原則、原文のまま） | 区の考え方 |
|-----|--|--|
| | <p>きを踏むことでさらに虚偽の申請は防ぎ、かつ安価で双方がカップルであることを証明できると考えます。 区の見直しは、とても革新的で大変積極的な姿勢に感銘を受け、今回ご意見をさせて頂きました。よろしく申し上げます。</p> | |
| 2 | <p>区営住宅等の使用者資格は、入居資格要件と同様のことだと考えます。</p> <p>まず、親族の考え方ですが、公営住宅法や都営住宅条例と同様に戸籍法上の血族や姻族（同居資格要件の際等）であることが望ましいと考えます。例外として婚約者の場合は、入居日までに婚姻関係であることが求められます。今回の見直しで同性カップルが入居を希望した場合ですが、渋谷区のように条例等による証明があれば入居資格要件の一つとして考えても良いと思います。（友人同士の入居を公営住宅法では認めていないため）</p> <p>ただ、区営住宅の場合、文京区には区営住宅は三棟しかなく、競争率も高くなると思うので、感覚的に法律上の親族関係にある区民からすると不公平感が残りますが、まずは公募してみてどれぐらいの割合の同性カップルが応募するのか動向を見てみたいとも思います。</p> <p>しかし、文京区は都営住宅のほうが多く、JKKはまだ条例改正をする動きもないと思うので、区営住宅で施行するよりも区民住宅ではじめてみるほうが良いかと思います。</p> <p>また、今回は使用者資格の見直しということだけですが、継承や期限付き同居（介護などにより）などの課題もあると思うので、その辺もあわせて考えていかなければならないと思います。</p> | <p>親族につきましては、ご意見のとおり、今回の見直しにより法律上親族関係を結ぶことができない者等について、要件に該当することを区長が承認した場合に限り親族と同様の事情にある者とみなすこととなります。</p> <p>承認にあたり、提出していただく書類につきましては、他の方と同様に、住宅の困窮を証明する書類や収入を証明する書類等とともに、なりすまし等の不正行為を防止するべく、今回の見直しの対象となる方には、入居時に公的な書類の提出を求めることといたします</p> <p>なお、現在、本区が運営する区民住宅は、「特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律」に基づく親族要件等により、今回の使用者資格の見直しの対象としておりません。</p> <p>また、承継や期限付き同居などについても、今回の見直しの対象となる方も、他の入居者と同様の取り扱いとなります。</p> |